

○厚生労働省告示第三百六十号

健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和八年九月三十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

（生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬等の一部改正）

第一条 次に掲げる告示の規定中「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」を「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養」に改める。

一 生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和三十四年厚生省告示第百二十五号）第二項

二 医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務

又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成十九年厚生労働省告示第百八号）第二条第二号

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部改正）

第二条 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(揭示) 第二条の六 保険医療機関は、その病院又は診療所の見やすい場所に、第五条の三第四項及び第五条の四第三項に規定する事項のほか、別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない。 2 (略) (一部負担金の受領等) 第五条 (略) 2 保険医療機関は、法第六十四条第二項第一号に規定する食事療養(以下「食事療養」という。)に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十四条第二項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、法第六十四条第二項第二号に規定する生活療養(以下「生活療養」という。)に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十五条第二項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、法第六十四条第二項第三号に規定する評価療養(以下「評価療養」という。)、同項第四号に規定する患者申出療養(以下「患者申出療養」という。)、同項第五号に規定する選定療養(以下「選定療養」という。)又は同項第六号に規定する一部保険外療養(以下「一部保険外療養」という。)に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十六条第二項又は第三項に規定する保険外併用療養費算定額(一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。))にあつては、当該費用の額から法第七十六条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除した額。第二十六条の四第二項において同じ。)を超える金額の支払を受ける	(揭示) 第二条の六 保険医療機関は、その病院又は診療所の見やすい場所に、第五条の三の二第四項及び第五条の四第二項に規定する事項のほか、別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない。 2 (略) (一部負担金の受領等) 第五条 (略) 2 保険医療機関は、法第六十四条第二項第一号に規定する食事療養(以下「食事療養」という。)に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十四条第二項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、法第六十四条第二項第二号に規定する生活療養(以下「生活療養」という。)に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十五条第二項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、法第六十四条第二項第三号に規定する評価療養(以下「評価療養」という。)、同項第四号に規定する患者申出療養(以下「患者申出療養」という。))又は同項第五号に規定する選定療養(以下「選定療養」という。))に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十六条第二項に規定する保険外併用療養費算定額を超える金額の支払を受けることができる。ただし、厚生労働大臣が定める療養に関しては、厚生労働大臣が定める額の支払を受けるものとする。

ことができる。ただし、厚生労働大臣が定める療養に関しては、厚生労働大臣が定める額の支払を受けるものとする。

3・4 (略)

(保険外併用療養費に係る療養の基準等)

第五条の四 (略)

2 保険医療機関は、一部保険外療養に関して第五条第二項の規定による支払を受けようとする場合において、当該療養を行うに当たり、その種類及び内容に応じて厚生労働大臣の定める基準に従わなければならない。

3 保険医療機関は、その病院又は診療所の見やすい場所に、第一項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。

4 (略)

(揭示)

第二十五条の四 保険薬局は、その薬局内の見やすい場所に、第二十六条の六第三項に規定する事項のほか、別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない。

2 (略)

(一部負担金の受領等)

第二十六条の四 (略)

2 保険薬局は、評価療養、患者申出療養、選定療養又は一部保険外療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十六條第二項又は第三項に規定する保険外併用療養費算定額を超える金額の支払を受けることができる。ただし、厚生労働大臣が定める療養に関しては、厚生労働大臣が定める額の支払を受けるものとする。

(保険外併用療養費に係る療養の基準等)

3・4 (略)

(保険外併用療養費に係る療養の基準等)

第五条の四 (略)

(新設)

2 保険医療機関は、その病院又は診療所の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。

3 (略)

(揭示)

第二十五条の四 保険薬局は、その薬局内の見やすい場所に、第二十六条の六第二項に規定する事項のほか、別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない。

2 (略)

(一部負担金の受領等)

第二十六条の四 (略)

2 保険薬局は、評価療養、患者申出療養又は選定療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十六條第二項に規定する保険外併用療養費算定額を超える金額の支払を受けることができる。ただし、厚生労働大臣が定める療養に関しては、厚生労働大臣が定める額の支払を受けるものとする。

(保険外併用療養費に係る療養の基準等)

第二十六条の六（略）	
2	保険薬局は、一部保険外療養に関して第四条第二項の規定による支払を受けようとする場合において、当該療養を行うに当たり、その種類及び内容に応じて厚生労働大臣の定める基準に従わなければならない。
3	保険薬局は、その薬局内の見やすい場所に、第一項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。
4	（略）

第二十六条の六（略）	
（新設）	
2	保険薬局は、その薬局内の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。
3	（略）

(療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正)

第三条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等(平成十八年厚生

労働省告示第百七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
第一の一の二 療担規則第五条第二項、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号。以下「<u>療担規則</u>」という。）<u>第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める療養</u> <u>厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第十五号及び第三条に掲げるもの</u> 第一の一の三 療担規則第五条第二項、<u>薬担規則第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める額</u> 一 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第二条第十五号の処方等又は調剤の場合 第一の一の二に規定する療養に係る厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第二条第十五号に規定する後発医薬品（以下「<u>後発医薬品</u>」という。）のある同号に規定する新医薬品等（以下「<u>先発医薬品</u>」という。）の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に二分の一を乗じて得た価格に当該薬価の規格単位ごとに数えた数量を乗じて得た額（その額が十円未満であるときは、これを十円に切り上げ、十円以上であって五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、十円以上であって五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。） 二 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第三条の処方又は調剤の場合 第一の一の二に規定する療養に係る厚生労働大臣の定める評価療養、患者申	第一の一の二 療担規則第五条第二項、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号。以下「<u>療担規則</u>」という。）<u>第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める療養</u> <u>厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第十五号に掲げるもの</u> 第一の一の三 療担規則第五条第二項、<u>薬担規則第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める額</u> 第一の一の二に規定する療養に係る厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第十五号に規定する後発医薬品（以下「<u>後発医薬品</u>」という。）のある同号に規定する新医薬品等（以下「<u>先発医薬品</u>」という。）の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に二分の一を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に十円を乗じて得た額

出療養、選定療養及び一部保険外療養第三条に規定する別に厚生労働大臣が定めるものの薬価に四分の一を乗じて得た価格に当該薬価の規格単位ごとに数えた数量を乗じて得た額（その額が十円未満であるときは、これを十円に切り上げ、十円以上であつて五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、十円以上であつて五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

第一の二 療担規則第五条第三項第二号及び療担基準第五条第三項第二号の厚生労働大臣の定める選定療養

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第二条第四号及び第五号に掲げるもの

第一の三 療担規則第五条第三項第二号及び療担基準第五条第三項第二号の厚生労働大臣の定める金額

一 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第二条第四号の初診に係る厚生労働大臣が定める金額

(一)・(二) (略)

二 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第二条第五号の再診に係る厚生労働大臣が定める金額

(一)・(二) (略)

第一の四 療担規則第五条第三項第二号及び療担基準第五条第三項第二号の厚生労働大臣の定める場合

一 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第二条第四号の初診にあつては、他の病院又は診療所からの文書による紹介がない患者に対して、療担規則第五条第三項第二号又は療担基準第五条第三項第二号に規定する金額以上の金額の支払を求めないことについて、正当な理由

第一の二 療担規則第五条第三項第二号及び療担基準第五条第三項第二号の厚生労働大臣の定める選定療養

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第四号及び第五号に掲げるもの

第一の三 療担規則第五条第三項第二号及び療担基準第五条第三項第二号の厚生労働大臣の定める金額

一 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第四号の初診に係る厚生労働大臣が定める金額

(一)・(二) (略)

二 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第五号の再診に係る厚生労働大臣が定める金額

(一)・(二) (略)

第一の四 療担規則第五条第三項第二号及び療担基準第五条第三項第二号の厚生労働大臣の定める場合

一 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第四号の初診にあつては、他の病院又は診療所からの文書による紹介がない患者に対して、療担規則第五条第三項第二号又は療担基準第五条第三項第二号に規定する金額以上の金額の支払を求めないことについて、正当な理由がある場合

がある場合

二 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第二条第五号の再診にあつては、他の病院（療担規則第五条第三項及び療担基準第五条第三項に規定する保険医療機関を除く。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行った患者に対して、療担規則第五条第三項第二号又は療担基準第五条第三項第二号に規定する金額以上の金額の支払を求めないことについて、正当な理由がある場合

第三 療担規則第五条の四第一項、薬担規則第四条の三第一項並びに療担基準第五条の四第一項及び第二十六条の六第一項の選定療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準

一 十三 （略）

十四 後発医薬品のある先発医薬品の処方等又は調剤に関する基準
（一） 当該処方等又は調剤は、次に掲げる要件を満たす場合に行われるものに限られるものとする。
イ 二 （略）

ホ 当該後発医薬品のある先発医薬品が、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第三条の処方又は調剤として処方又は調剤される場合に該当しないこと。

（二） 療担規則第五条第二項、薬担規則第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の規定により受け取る金額は、第一の一の三第一号に規定する額とする。

（三）・（四） （略）
十五 （略）

第三の二 療担規則第五条の四第一項、薬担規則第四条の三第一項並びに療担基準第五条の四第一項及び第二十六条の六第一項の一

二 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第五号の再診にあつては、他の病院（療担規則第五条第三項及び療担基準第五条第三項に規定する保険医療機関を除く。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行った患者に対して、療担規則第五条第三項第二号又は療担基準第五条第三項第二号に規定する金額以上の金額の支払を求めないことについて、正当な理由がある場合

第三 療担規則第五条の四第一項、薬担規則第四条の三第一項並びに療担基準第五条の四第一項及び第二十六条の六第一項の選定療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準

一 十三 （略）

十四 後発医薬品のある先発医薬品の処方等又は調剤に関する基準
（一） 当該処方等又は調剤は、次に掲げる要件を満たす場合に行われるものに限られるものとする。
イ 二 （略）

（新設）

（二） 療担規則第五条第二項、薬担規則第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の規定により受け取る金額は、第一の一の三に規定する額とする。

（三）・（四） （略）
十五 （略）

（新設）

一通則

(二) 当該療養は、患者への情報提供を前提とし、患者の同意が

二 要指導医薬品（医薬品医療機器等法第四条第五項第三号に規

(一) 当該処方又は調剤は、次に掲げる要件に該当しない場合に

イ 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に

口 がん又はがん治療に関連して生じた状態への処方又は調

ハ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二

小児慢性特定疾病の治療に関連して生じた状態への処方又

二 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する

定の疾病等に対する医療の給付における処方又は調剤

へ 処置等に伴う処方又は調剤（当該処置等後十四日以内分

の処方又は調剤に限る。）

ト 医師が年間を通じた症状の持続と治療の継続性を確認し、医薬品の長期の使用が医療上必要であると認められる場合における処方又は調剤

チ 要指導医薬品又は一般用医薬品の効能及び効果として承認されていない効能及び効果を目的として行う処方又は調剤

リ 要指導医薬品又は一般用医薬品の使用が特に困難である場合における処方又は調剤

(二) 療担規則第五条第二項、薬担規則第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の規定により受け取る金額は、第一の一の三第二号に規定する額とする。

第五 療担規則第十八条及び療担基準第十八条の特殊療法に係る厚生労働大臣が定める療法等

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第一条各号に掲げる評価療養及び第一条の二に規定する患者申出療養

第七 療担規則第十九条第一項ただし書及び療担基準第十九条第一項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

一 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第一条第四号に掲げる療養に係る医薬品を使用する場合

二・三 (略)

第九 療担規則第十九条第二項ただし書及び療担基準第十九条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

一・二 (略)

三 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第一条第五号に掲げる療養に係る歯科材料を

第五 療担規則第十八条及び療担基準第十八条の特殊療法に係る厚生労働大臣が定める療法等

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第一条各号に掲げる評価療養及び第一条の二に規定する患者申出療養

第七 療担規則第十九条第一項ただし書及び療担基準第十九条第一項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

一 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第一条第四号に掲げる療養に係る医薬品を使用する場合

二・三 (略)

第九 療担規則第十九条第二項ただし書及び療担基準第十九条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

一・二 (略)

三 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第一条第五号に掲げる療養に係る歯科材料を使用する場合

四 使用する
場合
(略)

四
(略)

(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養の一部改正)

第四条 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養 第三条 健康保険法第六十三條第二項第六号及び高齢者医療確保法第六十四條第二項第六号に規定する一部保険外療養は、要指導医薬品（医薬品医療機器等法第四條第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。）又は一般用医薬品（同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。）との代替性が特に高い薬剤であつて別に厚生労働大臣が定めるものの処方又は調剤（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）とする。	厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養 (新設)

(保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法の一部改正)

第五条 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号)の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第二		別表第二	
（略） 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第十五号に規定する後発医薬品（下欄において単に「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（下欄において単に「先発医薬品」という。）の処方等又は調剤に係る療養	（略） 上欄の療養に係る所定点数から当該療養に係る診療報酬の算定方法別表第一区分番号F200に掲げる薬剤その他の診療報酬の算定方法に掲げる別に厚生労働大臣が定める点数を控除した点数に、当該療養に係る医薬品の薬価から、先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に二分の一を乗じて得た価格を控除して得た価格を用いて当該各区分の例により算定した点数を加えた点数	（略） 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第十五号に規定する後発医薬品（下欄において単に「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（下欄において単に「先発医薬品」という。）の処方等又は調剤に係る療養	（略） 上欄の療養に係る所定点数から当該療養に係る診療報酬の算定方法別表第一区分番号F200に掲げる薬剤その他の診療報酬の算定方法に掲げる別に厚生労働大臣が定める点数を控除した点数に、当該療養に係る医薬品の薬価から、先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に二分の一を乗じて得た価格を控除して得た価格を用いて当該各区分の例により算定した点数を加えた点数
厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第三条に規定する要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い薬剤の処方又は調剤に係る療養		（新設） （新設）	

[illegible]

(保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部改正)

第六条 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成十八年厚生労働省告示第四百九十八

号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
一 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号。以下「告示」という。）第一条第四号に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品 イ・ロ （略） 九の三 告示第二条第十五号に規定する別に厚生労働大臣が定める場合 イゝハ （略） ニ 後発医薬品のある先発医薬品が、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第三条の処方又は調剤として処方又は調剤される場合に該当しないこと。 九の四 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）別表第二の同法第二条第十五号に規定する後発医薬品のある同号に規定する新医薬品等の処方等又は調剤に係る療養の項の下欄に掲げる診療報酬の算定方法に掲げる別に厚生労働大臣が定める点数 イゝヘ （略） 九の五 告示第三条に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品 九の七イからニまでに規定する医薬品のうち、要指導医薬品（医薬品医療機器等法第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。第九号の六チにおいて同じ。）又は一般用医薬品（同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。第九号の六チにおいて同じ。）とその有効成分、各有効成分の一日最大分量及び投与経路が同一性を有するもの	一 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号。以下「告示」という。）第一条第四号に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品 イ・ロ （略） 九の三 告示第二条第十五号に規定する別に厚生労働大臣が定める場合 イゝハ （略） （新設） 九の四 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）別表第二に規定する診療報酬の算定方法に掲げる別に厚生労働大臣が定める点数 イゝヘ （略） （新設）

九の六 告示第三条に規定する別に厚生労働大臣が定める場合

(新設)

イ 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者への処方又は調剤

ロ がん又はがん治療に関連して生じた状態への処方又は調剤

ハ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定難病若しくは児童福祉法第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病又は指定難病若しくは小児慢性特定疾病の治療に関連して生じた状態への処方又は調剤

ニ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条第一項に規定する公費負担医療その他の国が行う特定の障害、特定の疾病等に対する医療の給付における処方又は調剤

ホ 入院時の処方

ヘ 処置等に伴う処方又は調剤（当該処置等後、十四日以内分の処方又は調剤に限る。）

ト 医師が年間を通じた症状の持続と治療の継続性を確認し、医薬品の長期の使用が医療上必要であると認められる場合における処方又は調剤

チ 要指導医薬品又は一般用医薬品の効能及び効果として承認されていない効能及び効果を目的として行う処方又は調剤

リ 要指導医薬品又は一般用医薬品の使用が特に困難である場合における処方又は調剤

九の七 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法

(新設)

法別表第二に規定する要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い薬剤の処方又は調剤の項の下欄に掲げる診療報酬の算定方法に掲げる別に厚生労働大臣が定める点数

イ 別表第一区分番号F200に掲げる薬剤

ロ 別表第二区分番号F200に掲げる薬剤

ハ 別表第三区分番号20に掲げる使用薬剤料	九の八 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法別表第二に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品 九の五に規定する医薬品
	(新設)

(診療報酬の算定方法の一部改正)

第七条 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
一 健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関に係る療養（高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による療養を含む。以下同じ。）に要する費用の額は、歯科診療以外の診療にあつては別表第一医科診療報酬点数表により算定するものとする。ただし、別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養（健康保険法第六十三条第一項第五号に掲げる療養（同条第二項に規定する食事療養、生活療養、評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養を除く。）及びその療養に伴う同条第一項第一号から第三号までに掲げる療養並びに高齢者医療確保法第六十四条第一項第五号に掲げる療養（同条第二項に規定する食事療養、生活療養、評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養を除く。）及びその療養に伴う同条第一項第一号から第三号までに掲げる療養に限る。）に要する費用の額は、当該療養を提供する病院の病棟ごとに別に厚生労働大臣が定めるところにより算定するものとする。	一 健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関に係る療養（高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による療養を含む。以下同じ。）に要する費用の額は、歯科診療以外の診療にあつては別表第一医科診療報酬点数表により算定するものとする。ただし、別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養（健康保険法第六十三条第一項第五号に掲げる療養（同条第二項に規定する食事療養、生活療養、評価療養、患者申出療養及び選定療養を除く。）及びその療養に伴う同条第一項第一号から第三号までに掲げる療養並びに高齢者医療確保法第六十四条第一項第五号に掲げる療養（同条第二項に規定する食事療養、生活療養、評価療養、患者申出療養及び選定療養を除く。）及びその療養に伴う同条第一項第一号から第三号までに掲げる療養に限る。）に要する費用の額は、当該療養を提供する病院の病棟ごとに別に厚生労働大臣が定めるところにより算定するものとする。

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正）

第八条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労

働省告示第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
1 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号） 第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する病院の病棟に入院している患者であつて、別表19の診断群分類点数表に掲げる区分（以下「診断群分類区分」という。）に該当するもの（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）に係る療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項第五号に掲げる療養（同条第二項第一号に規定する食事療養、同項第二号に規定する生活療養、同項第三号に規定する評価療養、同項第四号に規定する患者申出療養、同項第五号に規定する選定療養及び同項第六号に規定する一部保険外療養を除く。）及びその療養に伴う同条第一項第一号から第三号までに掲げる療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項第五号に掲げる療養（同条第二項第一号に規定する食事療養、同項第二号に規定する生活療養、同項第三号に規定する評価療養、同項第四号に規定する患者申出療養、同項第五号に規定する選定療養及び同項第六号に規定する一部保険外療養を除く。）及びその療養に伴う同条第一項第一号から第三号までに掲げる療養に限る。）に要する費用の額は、別表により算定するものとする。 一 （略） 二 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条各号に規定する評価療養又は第一条の二に規定する患者申出療養を受ける患者 三 五 （略）	1 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号） 第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する病院の病棟に入院している患者であつて、別表19の診断群分類点数表に掲げる区分（以下「診断群分類区分」という。）に該当するもの（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）に係る療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項第五号に掲げる療養（同条第二項第一号に規定する食事療養、同項第二号に規定する生活療養、同項第三号に規定する評価療養、同項第四号に規定する患者申出療養及び同項第五号に規定する選定療養を除く。）及びその療養に伴う同条第一項第一号から第三号までに掲げる療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項第五号に掲げる療養（同条第二項第一号に規定する食事療養、同項第二号に規定する生活療養、同項第三号に規定する評価療養、同項第四号に規定する患者申出療養及び同項第五号に規定する選定療養を除く。）及びその療養に伴う同条第一項第一号から第三号までに掲げる療養に限る。）に要する費用の額は、別表により算定するものとする。 一 （略） 二 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条各号に規定する評価療養又は第一条の二に規定する患者申出療養を受ける患者 三 五 （略）

(厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正)

第九条 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百

二十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
第一 総則 一 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号に規定する厚生労働大臣が定める先進医療は、第二各号又は第三各号に掲げる先進医療（第二各号又は第三各号に掲げる先進医療ごとに、それぞれ第二各号イ又は第三各号に規定する負傷、疾病又はそれらの症状の患者に対して行われるものに限る。）とする。 二 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第一条第一号に規定する厚生労働大臣が定める施設基準は、次に掲げる基準に加え、第二各号に掲げる先進医療にあつては第二各号ロに規定する施設基準とし、第三各号に掲げる先進医療にあつては当該先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所であることとする。 イ・ロ （略） 三 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第一条の二に規定する厚生労働大臣が定める患者申出療養は、第四に掲げる患者申出療養（第四に規定する負傷、疾病又はそれらの症状の患者に対して行われるものに限る。）とする。 四 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養第一条の二に規定する厚生労働大臣が定める施設基準は、前号に規定する患者申出療養を実施するに当たつて、次のいずれにも該当していることとする。 イ・ロ （略） 五 （略）	第一 総則 一 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号に規定する厚生労働大臣が定める先進医療は、第二各号又は第三各号に掲げる先進医療（第二各号又は第三各号に掲げる先進医療ごとに、それぞれ第二各号イ又は第三各号に規定する負傷、疾病又はそれらの症状の患者に対して行われるものに限る。）とする。 二 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第一条第一号に規定する厚生労働大臣が定める施設基準は、次に掲げる基準に加え、第二各号に掲げる先進医療にあつては第二各号ロに規定する施設基準とし、第三各号に掲げる先進医療にあつては当該先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所であることとする。 イ・ロ （略） 三 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第一条の二に規定する厚生労働大臣が定める患者申出療養は、第四に掲げる患者申出療養（第四に規定する負傷、疾病又はそれらの症状の患者に対して行われるものに限る。）とする。 四 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第一条の二に規定する厚生労働大臣が定める施設基準は、前号に規定する患者申出療養を実施するに当たつて、次のいずれにも該当していることとする。 イ・ロ （略） 五 （略）

[

附 則

この告示は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和九年三月一日）から適用する。